

京都大学	博士（法学）	氏名	高橋 圭
論文題目	リスクへの対応と過失犯		
(論文内容の要旨)			
まず、「はじめに」では、自動運転車による事故の場面での過失責任を巡る様々な議論を例に、過失犯の現在の考え方では、不可避免的にリスクを伴うものの社会的便益の大きい人工知能などの新しい科学技術の推進に適切に対応できないとしたうえで、過失犯処罰のあるべき今後の方向性を示すことを本論文の目的として提示する。 第1章「過失犯を巡る議論」では、ドイツ及びわが国の過失犯論を予見可能性、許された危険・注意義務、特別知識・特別能力の3つの観点から分析し、従来の理解の限界を明らかにする。 主観的予見可能性について、ドイツでは、その判断基準に、認識すれば全ての人が直ちに危険を意識にのぼらせるであろう「内的明証」の存在や認知心理学の知見により具体化された「契機」の認識といった規範的限定を加える見解が主張されている。しかし、「内的明証」の程度は不明確であり、また、人工知能を搭載した自動運転車の事故では、事故の予測を導く「契機」が欠けて責任の空白が生じるといった難点がある。わが国でも、「倫理的能力」や「情報収集義務」を客観的な限定要素とする見解が見られるが、それらの内容や程度が不明確だとの同様の批判が向けられる。許された危険・注意義務について、ドイツでは、法規範及び社会生活規範を重視する立場が多いものの、それらは注意義務を徴憑するにとどまるとされ、具体的に法益侵害を予見できる場面では注意義務が肯定されている。経済的観点を容れた利益衡量による解決を目指す立場に対しては、新しい科学技術が導入される分野では「衡量」が困難であることを指摘できる。わが国では、社会生活規範の考慮が消極的であることに加え、具体的事情に基づく侵害回避可能性が重視されており、ドイツと状況が大きく異なるものではない。行為者の有する特別知識・特別能力について、ドイツでもわが国でも、体系的位置づけはともかく、両者を過失犯の判断において考慮する立場が多数であり、行為者に不利な考慮を許す理由は「法益保護」の要請に求められる。これには、法益保護に資する知識・能力を獲得するインセンティブが失われるとの批判が向けられる。 第2章「法と経済学のアプローチ」では、従来の過失犯の考え方は、實際上、法益侵害に対するゼロリスクを志向するもので、新しい科学技術に伴うリスクに適切に対応できないとの第1章の分析から、「許された危険」と同様に功利主義的思考を背景にもつ法と経済学（法の経済分析）の議論が検討される。 Gary Beckerによる犯罪の経済分析を基礎に置きつつ、刑事司法制度を含む公的エンフォースメント全般に関して行われる経済分析によれば、公的エンフォースメントが不確実な場合、罰金刑を引き上げつつ執行費用（摘発確率）を引き下げること、非金銭的制裁では執行費用が過剰に内部化されないように過失基準を引き下げること、さらに個人の注意によって危害の発生確率が変動する場合、注意のコストとその投入の効果が釣り合う最適な注意基準に基づいて、罰金刑と執行費用（摘発確率）を適切に設定することが望ましいとされる。ここから、過失犯の議論はゼロリスク志向から「適正なリスクマネジメント」へと視点を転換すべきとの結論が導かれる。もっとも、新たな科学技術に伴うリスクが問われる場面において、最適な注意基準の設定等は裁判所の制度的能力を超えており、立法部門の意思決定に基づいて行政部門に委ねるのが妥当と考えられる。 第3章「リスクと安全」では、高度に複雑なシステムのもとでは、単一の原因を事故から遡って特定する事象連鎖モデルは安全性の改善につながらないとして、システムミ			

クリスクに対処する新しいモデルとして近時の安全工学分野で登場した STAMP (Systems-Theoretic Accident Model and Processes) が紹介される。この知見を踏まえ、還元的思考に基づく過失犯の考え方は、CPS-SoS (Cyber Physical System -System of Systems) のようなシステムのリスクに関して安全性の確保・向上をもたらしえないとし、システムを開発・運用する主体自身による「安全文化」の形成を通じた、「全体論的なリスクマネジメント」の観点こそが重要な意味をもつと主張される。その際、安全文化の形成に関心をもたない者が競争上優位に立つことがないように、科学技術に関する専門的知見の変化に迅速に対応する枠組みを作る必要が指摘されている。続いてこのような方法論の一例として、「(失敗から学ぶ) 安全文化」の促進を目指して2024年に制定されたイギリスの自動運転車法 (Automated Vehicle Act 2024) が紹介される。

第4章「リスクへの反応と過失犯」では、前章までの検討を振り返りつつ、大きくは、人間と技術の相互関係性をどのように形成するかがここでの問題であり、それは「技術の発展や社会への導入に直接的に関与していく」という形での「技術発展に同行する」関係であり、刑事法も「安全文化の形成」という新たな視点に立って「同行」していかなければならないと力強く論じられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、不可避免的にリスクを伴うが社会的便益の大きい人工知能などの新しい科学技術を推進するにあたり、従来の過失犯処罰の考え方には限界があるとし、制度設計を含む新たな解決の方向性を提示するものである。

本論文の第一の意義は、過失犯処罰の追求がもたらす限界を学説の詳細な検討を通して明らかにしたことである。とりわけ、新しい技術への対応を意識して展開されたはずの「許された危険」や「結果回避義務（新過失論）」などの理論が、最終的には個別事案における具体的予見可能性等を広く肯定しており、処罰範囲限定の機能を果たしていないこと、この点を含め、学説に根強い法益侵害のゼロリスク志向があることを描き出した部分は秀逸である。第二の意義は、犯罪の経済分析から導かれる、行為のもたらす利益が社会的損失（犯罪抑止の費用＋犯罪が社会にもたらす損害＋刑罰執行に伴う費用）を上回る場合は刑罰で抑止すべきでないとする帰結を援用し、過失犯の議論をゼロリスク志向から「適正なリスクマネジメント」へと転換すべきであると説得力をもって主張したことである。第三の意義は、リスクマネジメントのあり方について、高度に複雑なシステムのもつリスクに対処する新しいモデルとして安全工学の分野で有力化しているSTAMPを紹介し、適切な制度設計のあり方を提言したことである。すなわち、結果から遡って原因を設定した者を特定して処罰するという過失犯処罰の考え方では、リスクの多様な因子が判断基礎から除外され、システムの安全性の向上がむしろ阻害されると批判し、システム開発・運用主体の「安全文化」形成を通じた、「全体論的なリスクマネジメント」こそが事故発生リスクを減少させるとしたうえで、「（失敗から学ぶ）安全文化」形成を担保するために科学技術に関する専門的知見を有し、その変化に迅速に対応できる枠組を構築することを提言する。

このように優れた意義を有する本論文であるが、課題も認められる。何よりも、システミックリスクへの対応についての提言はなお抽象的であり、分野を特定した具体的な制度の検討・提案（検討が始まっている分野では既出の提案の検討を含む）が求められよう。また、過失犯（刑事罰）がなお機能する余地はないのか、すなわち、人の死亡・負傷といった現実を前にして将来の安全性確保を強調するだけで十分なのかといった疑問も残るところである。

しかしながら、以上のような課題の解決は今後時間をかけて行うことが予定されている。法学以外の分野における研究成果を取り入れて、極めて根強いゼロリスク志向や結果重視の処罰観をまず変えようと試みる本論文の意義は些かも損なわれないと解される。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和8年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。